

「我が国の北極政策」の改訂と 海洋開発等重点戦略工程表（北極関連）の改訂について

令和7年12月12日

内閣府 総合海洋政策推進事務局

現行の「我が国の北極政策」について

海洋政策における北極に関する政策の位置づけ

- 第2期海洋基本計画（平成25（2013）年4月）で、「北極に関する取組み」として初めて記載。
 - 【主な内容】
 - －北極域の観測・調査研究
 - －北極海航路・資源の持続可能な経済的利用の可能性の探求
 - －北極評議会へのオブザーバー参加等を通じた国際協力・ルール作りへの貢献
- 北極に関する初めての包括的な政策文書「我が国の北極政策」（平成27（2015）年10月）を総合海洋政策本部で策定。（概要は2～3ページ参照、本文は別添参照）
- 第4期海洋基本計画（令和5（2023）年4月）で「着実に実施すべき主要施策」に位置付け、海洋開発等重点戦略（令和6（2024）年4月）に盛り込み。（両文書の概要は4～5ページ参照）

※「我が国の北極政策」策定の経緯

平成25（2013）年 5月 北極評議会オブザーバー承認

同年 7月 「北極海に係る諸課題に対する関係省庁連絡会議」設置、以降同会議で議論

平成27（2015）年10月8日 総合海洋政策本部幹事会

同年10月16日 総合海洋政策本部決定で策定

同年12月9日 参与会議で報告

【参考】我が国の北極政策 (2015年10月16日総合海洋政策本部決定) 概要

基本的な考え方

外交, 安全保障, 環境, 交通, 資源開発, 情報通信, 科学技術等の多岐にわたる分野において, 産学官を挙げて分野横断的な視点を持ちつつ戦略的に取組を進めること, また, これを通じ, 我が国が北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指して策定



以下の3分野に焦点を当てて取り組む

- ①研究協力 (全地球的な視点を踏まえた北極域の観測・研究)
日本の強みである科学技術をグローバルな視点で最大限活用し, 脆弱かつ復元力が低い北極の環境や生態系に十分配慮した取組を進める
- ②北極に係るグローバルな国際協力 (国際的ルール作りへの積極的な参画)
北極評議会へのオブザーバー参加を通じた活動への貢献等を進める
- ③持続的な利用
北極海航路や, 資源開発に関する経済的な可能性を探求する

【参考】我が国の北極政策 (2015年10月16日総合海洋政策本部決定) 概要

【北極圏及び北極圏国】 1980年代の海氷面積 2012年9月 (観測史上最小)

具体的な取組

①研究協力
北極域研究推進プロジェクト (ArCSプロジェクト) の推進
北極域研究船 (「みらいII」) の建造
北極圏国における観測拠点の整備・国際連携 (※) 等

②国際協力
北極評議会 (※) のオブザーバー参加を通じた貢献
国際海事機構の下での議論への積極的参加
中央北極海無規制公海漁業防止協定への参加 等

③持続的な利用
北極海航路の利活用に向けた検討 (※)
極域資源開発の探求 (※) 等

(※) 2022年2月のロシアのウクライナ侵略による対ロシア経済制裁の発動等、ロシアとの関係がこれらの施策の遂行に影響を及ぼしているところ。



※北極圏 (the Arctic) : 北緯66度33分39秒 (右図青点線) 以北の地域

出典: Digital chart of the world; Institut Geographique National francais (IGN)

【参考】第4期海洋基本計画 (2023年4月28日閣議決定)

海洋基本法に基づき、概ね5年毎に策定（見直し）

第4期では、基本的な方針の大きな2つの柱として「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を位置付けた上で、総合的かつ計画的に講ずべき措置として、379項目の施策を9つの分野に列挙。

「北極政策の推進」

主要な7つの取組の一つとして「**着実に推進すべき主要施策**」と位置付け。

第1部3-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

（4）北極政策の推進

北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。

【参考】海洋開発等重点戦略 (2024年4月26日総合海洋政策本部決定)

基本的な考え方

我が国の安全保障・経済安全保障を強化する分野、市場の飛躍的な成長が期待される分野、脱炭素社会の実現等社会課題の解決に資する分野など、**フロンティアの開拓を進め、我が国の成長につなげる**ことが重要。

⇒海洋施策のうち、**特に重要であって府省横断で取り組むべきもの**として、6つの**重要ミッション**を選定。

重要ミッションの内容及び目標

- ①自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- ②海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- ③洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- ④特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- ⑤管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- ⑥北極政策における国際連携の推進等

「我が国の北極政策」を踏まえ、**国際シンポジウム等の開催、北極域研究船「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム化等**に取り組む。

【目標】北極域の気候変動メカニズム解明等の研究開発や、北極域の持続可能な利活用探求において、我が国が主導的な役割を果たす。また、取組の成果の活用、北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等を我が国経済への貢献につなげる。

「みらいⅡ」イメージ図



【参考】総合海洋政策本部参与会議意見書 (2025年4月25日) (抄)

1. 海洋開発等重点戦略における重要ミッション推進に当たって

海洋開発等重点戦略においては、6つの重要ミッションが示されている。それぞれのミッションについて、その推進に当たり留意すべき事項を以下に示す。

(中略)

(6) 北極政策における国際連携の推進等

北極政策における国際連携の推進に当たって、日本としてそのプレゼンスを示すことが重要である。北極域研究船を活用した科学技術分野での連携及び北極評議会オブザーバー国としての貢献については、引き続き、北極域研究船の令和8年(2026年)秋の就航を含めて着実に取組を進めていくべきである。また、日本の科学技術分野での取組について、効果的な広報を行い、国際的にアピールしていくことも重要である。さらに、北極政策の推進に当たっても、産学官、特に、官学の連携強化については、これを推進すべきである。

一方、**北極海の戦略的な価値及び国際情勢を踏まえた関心の高まりに鑑みると、米加中露等の関係国の動向を引き続き注視していく必要がある**、また、平成27年(2015年)10月に総合海洋政策本部決定された「我が国の北極政策」の3本柱を含めた基本的な考え方は引き続き有効であると認識しつつ、**国際情勢等を踏まえた改定についても、必要に応じ検討すべき**である。

なお、北極航路の活用に係る検討に際しては、カナダ側の北西航路も視野に入れ、航路の多角化を見据えることが有効である。

「我が国の北極政策」改訂の必要性①

現在の情勢の下で改めて検討する必要があり得る事項の例

3 北極問題に対する取組の必要性

(「我が国の北極政策」P5から抜粋)

○安全保障

北極における、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが、国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもあり、同地域での軍事的なプレゼンスを強化する動きを、北極における緊張や対立に転化させないことが重要である。同時に、こうした動きが北極にとどまらず我が国周辺を含む国際的な安全保障環境の変動要因となる可能性も念頭に、関係国の動向に十分な注意を払うとともに、北極圏国等との協力を推進していく必要がある。

2022年2月から継続するロシアによるウクライナ侵略、NATOの拡大、ロシアと連携した中国の急速な北極海への進出等、近年の地政学的情勢変化を踏まえるべきではないか。

○北極海航路

(「我が国の北極政策」P4から抜粋)

北極海の海氷面積が今後減少を続け、北極海航路、特にロシア等の沿岸を通航するルートが確立されれば、アジアとヨーロッパ間の航行距離はスエズ運河経由と比べ約4割減となることから、北極海航路の可能性につき国際社会の関心が集まっている。現状では、海氷の状況、ルート上の港湾等インフラの整備状況、沿岸国の規制及びサービスの状況を勘案すれば、北極海航路が安定的に利用可能な状況にあるわけではないが、輸送ルートの多様化の重要性に鑑み、同航路の将来のポテンシャルを見据えて官民が連携して利活用に向けた検討を積極的に行うべきである。

現在、ロシアによるウクライナ侵略やロシアに対する制裁のため、ロシア側北極海航路を通じたエネルギー輸送が事実上困難となるなど、我が国の海運企業による航路の利用は大きな制約を受けている状況にある（他方で中国はロシア側北極海航路利用を加速している）。

「我が国の北極政策」改訂の必要性②

現行文書に示された取組が一定程度達成されたことを受け、今後の取組について検討する必要があり得る事項の例

4 具体的な取組

(「我が国の北極政策」P6から抜粋)

(1) 研究開発

●北極域研究船

- 自律型無人潜水機(AUV)等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有する、新たな北極域国際研究プラットフォームとしての北極域研究船の建造に向けた検討を行う。

砕氷機能・AUV運用機能を持つ北極域研究船「みらいⅡ」の来年の就航を控え、新たに内閣府を中心に、「国際研究プラットフォーム」としての具体的な運用のあり方や自然科学研究に留まらない幅広い活用の可能性も含め検討できないか。

(2) 国際協力

(「我が国の北極政策」P6から抜粋)

●北極に関するグローバル課題への対応や国際的ルール作りへの積極的な参画

- 北極公海における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向け、沿岸国を含めた関係国との水産資源の保存管理のルール作りに積極的に参加する。

独自の資源保存・管理の仕組みを持つ「中央北極海無規制公海漁業防止協定」(2018年作成・署名、日本を含む9か国・1機関が締結)が発効(2021年6月)。日本は、科学的データの提供等を行うとともに、協定海域での試験漁業に関する保存管理措置の策定議論に参加した。

「我が国の北極政策」改訂の必要性③

近年、北極圏国や主要国等が相次いで北極に関する新たな政策文書を策定・改訂しているほか、活動が活発化

【米国】 現在、トランプ政権下での海洋政策パッケージの一環として、新たな国家北極戦略を策定中との情報あり。トランプ大統領は就任前からグリーンランドに強い関心を表明。アラスカでのLNG開発の促進に注力し、本年10月には「偉大な北極大国としての米国の復権」を掲げ、沿岸警備隊の砕氷船新造でフィンランドとの協力を決定（前政権ではカナダも加えた3か国で砕氷船建造協力で合意していた）。

※ 前政権では、「国防総省北極戦略」（2024年7月策定）、「国家北極域戦略」（2013年策定・2022年10月改訂。2032年までを対象に気候変動、国家安全保障、関与・協力を柱と規定）等を策定。

【カナダ】 2030年までを射程とした政策文書「北極・北方政策枠組み」を2019年に策定したが、ロシアのウクライナ侵略等を受け、昨年12月、今後5年間に向けた外交戦略文書「カナダの北極外交政策」を策定。北極担当大使・北極圏の総領事館新設等を規定。

【ロシア】 2022年7月公表の海洋ドクトリンで、北極海を「死活的に重要な海域」に位置づけ。また、北極圏の基本政策として「2035年までのロシア連邦北極圏の発展と国家安全保障に関する戦略」を2020年に改訂。核搭載可能新兵器の試験を北極圏で実施。

【北欧】 ノルウェー：包括的な政策文書「政府北極政策」（2021年）に加え、本年に入り、「北極圏地域（ハイノース）戦略」や、気候・海洋・防衛・安全保障・航路も含む幅広い大規模研究プログラム「北極海2050」を相次いで発表。他の北欧諸国も2020年代に入り戦略文書を改訂又は現在改訂中。

【非北極圏の主要国】

中国：2018年公表の北極政策白書で「一帯一路」の一環として「氷上のシルクロード」建設を明記。本年11月の中露首相会談で「国際海運ルートとしての北極海航路の競争力の向上」で合意する等、近年ロシアとの協力を深めて北極海進出を加速（例：2022年から2年続けて両国海軍がベーリング海で共同航行。昨年7月、北極海で両国空軍長距離爆撃機が初の共同飛行。同10月、海警船舶が初めて北極海に進出し、ロシア国境警備隊船舶と共同航行。本年9月に中国・浙江省を出港したコンテナ船が北極海航路を利用し20日間で英国の港へ到達。来年にも北極海航路の夏季定期化を目指す、など）。

欧州：仏の「北極圏防衛戦略」（2025年7月）、英の政策文書「英国と北極」（2023年）のほか、イタリアが国家北極戦略の改訂を検討中。EUが北極圏政策文書（2021年改訂）を改訂作業中。NATOが独自の北極戦略を策定する可能性。